

- 1日 国勢調査日
- 1日 法の日
- 10日 体育の日
- 17日 貯蓄の日
- 18日 統計の日
- 19日 家庭の日
- 24日 国連の日
- 26日 原子力の日

町だより

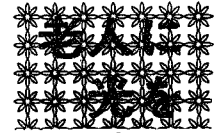
広報こすど

人口のうごき

(50.9.1 現在)
男 5.095 (- 6)
女 5.490 (- 3)
計 10.585 (- 9)
世帯数 2.271 (- 3)

発行所 小須戸町役場 ☎ 3111
 毎月1日発行 印刷所 玉庭印刷所

No.31
 昭和50年 10/1



老人生活がい対策事業

工事の一部完工

昭和五十年度県の重点施策の一つとして老人生活がい対策実施要綱が定められた。これは平均寿命の伸長に伴う高令者人口の増加により特に健康老人に対する施策が社会的に重要性を帯びている中で地域住民の積極的参加と協力のもとで関係機関の事業の特性を生かしながら老人の生活がい対策を総合的かつ体系的に行う県費補助事業であります。本年度は数多い県下市町村の事業申請の中から本町の次の事業施策など十市町村の事業が知事の事業認可を受けました。

一、施設整備事業
 趣味と活動の提供の場として軽量鉄骨造り五二・八平方米の作業棟を建設、園芸、楽焼を主体とした作業学習を行う。

二、老人健康農園事業
 地域の特殊性を生かし働きと能力を生かす場としてアルミガラス温室六六・七平方米を建設。季節の草花花木などの栽培を行う。

三、老人生活がい教室開催事業

四、老人大学講座開催事業
 知識教養を高めるため老人大学講座を開催する。

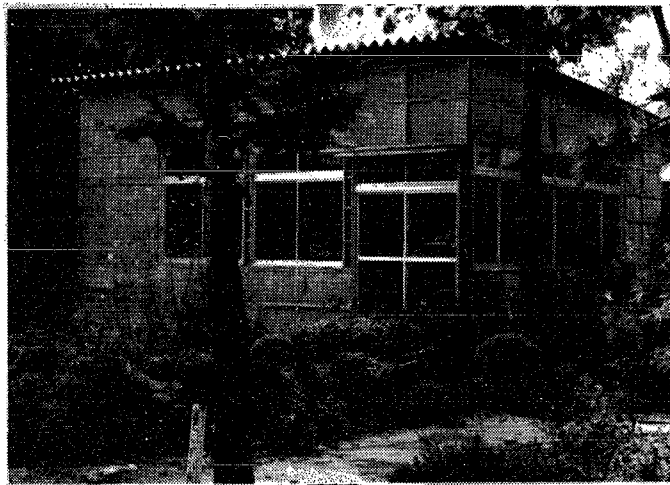
五、老人作品展示開催事業
 楽焼、園芸、書道、生花など一般作品の成果の発表を行うため作品展示会を開催する。

六、老人生活がい対策推進協議会開催事業

一、施設整備事業
 趣味と活動の提供の場として軽量鉄骨造り五二・八平方米の作業棟を建設、園芸、楽焼を主体とした作業学習を行う。

二、老人健康農園事業
 地域の特殊性を生かし働きと能力を生かす場としてアルミガラス温室六六・七平方米を建設。季節の草花花木などの栽培を行う。

三、老人生活がい教室開催事業



事業の推進をはかるため地域住民の積極的参加を求め、協議会を設置する。委員は広く関連機関の中から委嘱し、事業の運営立案、計画等町長の諮問に応じ審議にあたる。

以上が本年度事業の概要であり総事業費は四、八七六千円となります。

現在建設事業のうち、園芸楽焼用の作業棟(写真)についてはほぼ工事を完了し、健康農園用温室についても工事進捗中であります。

この事業は単に老人の方々だけでなく地域住民の理解と積極的な参加が特に要求されますので町民皆さんの格別なご協力をお願いします。

老人生活がい対策 推進協議会委員を委嘱

- 小須戸町老人生活がい対策事業の推進をはかるため、協議会規則の定めるところにより関係団体の次の方々をそれぞれ委員に委嘱しました。
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 岡田 寅男 | 間野 良知 | 白井 門藏 | 丸山清三郎 |
| 萱森 朝夫 | 宮崎 純能 | 森田 吾一 | 大森 次郎 |
| | | 岡田 六衛 | 梅津英五郎 |
| | | 松沢 キヨ | 五十嵐 力 |
| | | 藤井 徳則 | 高山 三治 |
| | | 新井田七郎 | 砂井松一郎 |
| | | 大貫己三郎 | |

老人居室の整備資金を貸付

国民年金還元融資

- 高令者と家族との融和を図り好ましい家庭をつくるため高令者(六十才以上)の専用居室を増、改築する者には次のとおり資金を貸付することができますので希望者は十月末日までに申出下さい。
- 貸付条件
- 1 貸付総額 百八十万円 (但し一戸当り六十万円以内とする。)
 - 2 貸付利率 年三・二%
 - 3 貸付金の償還法 元利均等月賦償還
 - 4 償還期限 資金交付の月の翌月から起算して十年以内
 - 5 保証人 本町に住所を有する連帯保証人二人
 - 6 申込所 町民生活課福祉係